

被扶養者異動届(削除) 添付書類一覧表

※扶養認定基準を満たさなくなった場合、事実発生日にて扶養削除となりますので、すみやかに届出ください。

扶養削除日以降、当健康保険組合保険証を使用された場合は、医療費を返還いただきます。特定健診も受診できません。状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めています。

○: 必須
△: 該当する場合必須

扶養から除く理由	健康保険被扶養者異動届(削除)	日本精機健康保険組合被保険者証	限度額適用認定証	高齢受給者証	特定疾病療養受療証	扶養異動届遅延申立書(扶養異動届が総務経由で1か月以上経過している場合)	就職先健康保険の資格取得日が確認できるもの(資格情報のお知らせ、資格確認書など)	雇用保険受給資格者証(両面)	事実確認ができるもの(源泉票・年金改定通知など)	事実確認ができるもの(住民票など)	戸籍謄本	埋葬料請求書(事業所から入手し記入)	60歳未満の配偶者を扶養する理由が収入基準超過(会社経由・死亡配偶者の国で年金第3号被保険者の関係届)	備考
	各社総務または健保HP	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	各社総務または健保HP	就職先健保	ハローワーク	(状況に応じて)	(状況に応じて)	市区町村	健康保険組合	各社総務または日本年金機構HP	
就職	○	○	△	△	△	△	○							
失業給付受給開始	○	○	△	△	△	△		○					△	受給日額が3,612円(60歳以上5,000円)以上の場合のみ削除
収入基準超過	○	○	△	△	△	△			○				△	収入基準超過時点から削除
別居(仕送り証明がない場合)	○	○	△	△	△	△				○			△	別居開始日から削除
被保険者が離婚	○	○	△	△	△	△					○		△	
家族が結婚	○	○	△	△	△	△					○			
死亡	○	○	△	△	△	△						○	△	